

戸籍のしくみ

- 1 現在の戸籍は夫婦を単位として、その子までを同一戸籍としています。

(分籍するなどして単独戸籍が編製されるときもあります。)

また、現在の戸籍には、下図1のア、イの様に2種類の戸籍が存在します。これは、下記6で説明するように、従前は紙の台帳であった戸籍の原簿(図1-イ)を、順次電子化(図1-ア)する作業を全国で進めているためです。取得しようとする戸籍がどちらのタイプになっているかは、取得してみないと分かりません。

図1-ア (電子化後のもの)

本籍氏名	筆頭者
戸籍事項 戸籍改製	改製日 改製事由 平成6年法務省令51号附則第2条1項…
戸籍に記録されている者	筆頭者の名
身分事項	
戸籍に記録されている者	配偶者の名 (※ 配偶者がいない場合は、その他のこの戸籍に記載すべき人の名が記載されます)
身分事項	
戸籍に記録されている者	子1の名
身分事項	
戸籍に記録されている者	子2の名
除籍	

図1-イ (従来のもの)

	(身分事項欄)		(身分事項欄)		(戸籍事項欄)	本籍地
	※配偶者のない方は、その他この戸籍に記載すべき人の名が記載されます		配偶者の名	筆頭者の名		
	子2の名			子1の名		

※ この図1-ア, イでは、子2はこの戸籍から出ています(これを除籍といいます)。除籍される理由は、結婚、死亡等が代表的ですが、他にもいろいろあります。

2 子が結婚すると、その子は親の戸籍から出て、新しく夫婦の戸籍が編製されます。

この場合、親の戸籍上では子の記載が抹消されますが、消去するのではなく、名前が記載されている部分の左欄に「除籍」(図1-ア)と記載するか、名前の部分を「×」で抹消する(図1-イ)表記を行います。

例えば、図1-ア, イに記載されている子2(男)が結婚する際、婚姻届で夫の氏を名乗ることを選択すると、子2が戸籍の先頭に記載され(この者を筆頭者といいます)、筆頭者の「氏」をその戸籍に記載されている人全員で名乗ることになります。下の図(図2-ア, イ)の「筆頭者」の所(①の部分)には子2の「氏名」が記載され、「筆頭者の名」の所(②の部分)に子2の「名」が、「配偶者の名」の所(③の部分)には妻の「名」が記載されます。

また、妻の氏を名乗る場合は、妻が筆頭者、夫が配偶者として記載されます。

図 2-ア (電子化後のもの)

本籍氏名	① 筆頭者
戸籍事項 戸籍改製	改製日 改製事由 平成6年法務省令51号附則第2条1項…
戸籍に記録されている者	② 筆頭者の名
身分事項	
戸籍に記録されている者	③ 配偶者の名
身分事項	

図 2-イ (従来のもの)

(身分事項欄)		(身分事項欄)		(戸籍事項欄)	本籍地

3 婚姻して新しい戸籍が編製される時は、夫婦のどちらかを戸籍の筆頭者とする事になります。（上記2の括弧書き部分参照）

また、婚姻相手が筆頭者となっている戸籍が既に編製されているときに、婚姻後もその人をそのまま筆頭者とする場合は、配偶者になる方は、配偶者としてその戸籍に追記する形で記載されます（図3-ア、イ）。

（以下の例（ア、イ共）では、配偶者③が離婚や死亡などで除籍された後に、④に記載されている方が再婚者として入籍したときのものです。）

図3-ア (電子化後のもの)

本籍氏名	① 筆頭者
戸籍事項 戸籍改製	改製日 改製事由 平成6年法務省令51号附則第2条1項…
戸籍に記録されている者	② 筆頭者の名
身分事項	
戸籍に記録されている者 除籍	③ 配偶者の名
身分事項	
戸籍に記録されている者	④ 配偶者の名
身分事項	
戸籍に記録されている者	
身分事項	

図 3-イ (従来のもの)

	(身分事項欄)	(身分事項欄)	(戸籍事項欄)	本籍地
				筆頭者 ①
		配偶者の名 ③	筆頭者の名 ②	
				配偶者の名 ④

- 4 離婚したときは、筆頭者自身に戸籍の変動はありません。
配偶者は、婚姻相手の戸籍から除籍されて、その結婚前の戸籍に戻るか、新しい戸籍を作るかを選択します（離婚届に選択する欄があります。）。
- 5 転籍（本籍の場所を別の場所に移動させること）
戸籍の筆頭者はいつでも日本国中のどこの本籍地に対しても、戸籍のある場所を移動させることができます。この移動を転籍といいます。
- 6 改製（戸籍を作り改めること）
戸籍に関する法律の改正などで、戸籍そのものを国が作り変えることです。
最近では「平成6年法務省令51号附則第2条第1項による改製」によって、紙ベースで保存されていた戸籍を、コンピューターを利用した電子的なデータとして保存する方法に変更されています（ただし、電子化は市町村の事情に応じて行われており、平成22年末時点において、すべての戸籍が電子化されているわけではありません。）。
この電子化される前の紙ベースの戸籍は、電子化後に生じた事項についての記載はさ

れませんが、保存はされます。この保存されているものを「改製原戸籍」と言います。

電子化された後の戸籍は、横書きで、活字で印刷されています（図1～3の各アの戸籍）。

この電子化の作業は全国で順次行われています。逆に言うと、今取得しようとしている戸籍がいつ電子化されるか、またはされたか、というのは、通常は分かりません。改製された後に戸籍謄本を取得した時に分かることになります。

7 戸籍については、これ以外にも非常にたくさんの移動や新戸籍を編製する事由があります。

戸籍が新しく編製されると、それまでの旧戸籍から新戸籍には書き写さない事項があります（「除籍」された事項等も書き写されません。）。そのため、親の戸籍に子の名前が記載されておらず、その戸籍だけでは親子関係の確認ができないことがあります。

ただ、そのような場合でも、戸籍事項欄や身分事項欄に、「従前の戸籍」、「改製日」、「改製事由」、「入籍」、といった形で、前の戸籍との関係が記載されているので、それをたどることによって、戸籍をつなげていくことができます。

同様に、自分の戸籍から他の親族の戸籍までをつなげていくこともできるのです。ただし、実際の戸籍謄本の取得については、それを取得することについての正当事由の証明や本人確認が必要になるので、詳しくは各市町村戸籍係にご相談ください（後見申立用の診断書も正当事由を証明する書類の一部になると思われます。）。